

- ※2. 上記②のファイルに収録されている者については、平成20年度の確定賦課後に特別徴収（本徴収）及び、普通徴収による保険料徴収を行うこととしています。
- ※3. 市区町村に提供する保険料情報のインターフェース項目については変更いたしません。
- ※4. 分割したファイル名は以下となります。
- ・保険料情報(国保(国保組合含む))
JKB06Y0010400_KB06F010N.sam_123456Y200711300001
 - ・保険料情報(特別徴収対象外)
JKB06Y0010400_KB06F020N.sam_123456Y200711300001
(ジョブID_ファイル名.sam_地方公共団体コード+周期+年月日時分)

(2) 確定賦課及び異動賦課について(変更あり)

確定賦課及び異動賦課の機能についてはK01-01での提供を予定しています。

- ① 被用者保険の被扶養者であることが判明した被保険者に対し、平成20年度の保険料特別措置（凍結等）にて保険料を計算します。
- ② 確定賦課において、「保険料特別措置（凍結等）対象者」と「それ以外の者」でファイルを分割し、当該ファイルを市区町村に送付します。
- ③ 資格取得から一定期間を経過していない被保険者については、保険料特別措置（凍結等）の対象者であるか否かをシステムで判断できないため、賦課計算の対象とはせず保留とします。なお、保留とする期間、保留期間を解除とする日、処理基準日はパラメタにて指定することとし、広域連合ごとに指定する運用とします。
 - ・保留とする期間：支払基金から被用者保険の被扶養者である情報が送付されていない対象者を、資格取得後何ヶ月先に賦課の対象とするか（被扶養者ではないという扱いとするか）を指定します。
 - ・保留期間を解除する日：いつまで保留期間を設定して運用するかを指定します。基本的には保険料特別措置の対象期間の終了日となりますので平成20年度末日となります。
- （詳細は別紙1「保険料特別措置（凍結等）についての対応概要」参照）
- ④ 保険料賦課の保留対象となった者の確認用リストを出力します。
- ⑤ 保険料情報のインターフェース項目については、市区町村側への影響を少なくする観点から変更しない仕様とします。
(保険料特別措置（凍結等）の対象者に対する各項目への設定値が一部変更となります。注意事項等は別紙2「仕様変更点について」の1及び2を参照)
- ⑥ 保険料額決定通知書の様式変更については、註釈文等のみとし、出力項目の追加等は行いません。（註釈文等は現段階で一部確認中であるため、今後変更する可能性があります。別紙2「仕様変更点について」の3及び4を参照）
- ⑦ 平成20年度の特別措置による保険料額減額分を各月ごとに集計しリストに出力する処理を追加します。
- ⑧ 試算処理については保険料特別措置（凍結等）の対応は考慮していません。

(3) 暫定賦課について

① 平成20年度の暫定賦課の取扱いについて

標準システムでは、平成20年度保険料特別措置（凍結等）にあたり、暫定賦課を実施せず、確定賦課にて対応することが望ましいこと、確定賦課及び異動賦課の対応を優先して実施する必要があること等の判断から、暫定賦課処理については、特に改修を行う予定はありません。

② 平成21年度の暫定賦課について

現時点では変更予定はありませんが、今後の制度検討を受け、平成20年度4月以降に改修要否等について検討する予定です。

(4) 上記以外の検討要件について

① 期割情報のデータ取り込みについて

市区町村から送付される期割情報の取り込み時に、保険料特別措置（凍結等）の対象者に対して保険料期割額が入っていた場合は、警告エラーとするチェックを追加する予定です。

なお、チェックの結果、警告エラーとしても、標準システムへの取り込みは行います。市区町村、または広域連合にて警告エラーを確認し、必要があれば訂正していただく運用を想定しております。

② 保険料の端数計算方法の見直しについて

保険料計算における端数処理の取り扱いについても、保険料特別措置（凍結等）への対応とあわせ、改修する予定です。詳細については、標準システムヘルプデスクのWebサイト（セルフサポートサイト）の「お知らせ」を参照してください。

③ 保険料額決定通知書、保険料額変更決定通知書、暫定保険料額決定通知書のレイアウト変更について

上記(2)⑥の対応とあわせ、一部の出力項目欄の位置を変更しております。（従来の配置では計算順序についての誤解を生じる可能性があることから、限度超過額と軽減額の位置を入れ替えています。）

④ 他都道府県への異動における証明書の追加

他都道府県への異動において、既に被用者保険の被扶養者であることが確認されていることを確認するための証明書を画面から出力する機能を対応予定です。現在、詳細仕様は検討中であるため、レイアウト等は仕様確定後ご提示する予定です。

3. 今後のスケジュールについて

(1) 標準システムの提供予定について

標準システムの保険料特別措置（凍結等）に係る、今後の主なリリース予定を以下に記載します。

K01-00【資格 被用者保険被扶養者突合処理 他】 平成20年3月末（予定）

K01-01【保険料額凍結に伴う確定・異動賦課改修対応 他】 平成20年○月末（予定）

なお、上記の3月末よりバージョン体系を変更いたしますが、実際の機能やシステム構成などを変更するものではありません。

したがって、導入方法については従来と同様となりますので、広域連合や市区町村にて、バージョン体系変更による新たな作業は発生しません。

(2) 市区町村におけるテストの考え方について

広域連合につきましては、確定賦課、異動賦課の本番稼働にむけて、上記スケジュールを参考に、必要に応じた事前テストを実施するよう検討をお願いします。

市区町村については、標準システムとの連携に伴うインターフェース形式は変更せず確定賦課時のファイル分割のみの変更となります。

したがって、保険料特別措置（凍結等）の対象者に係るファイル名称や、保留者に関する一覧（帳票）の取り扱い及び当該インターフェースファイルへの設定額の取り扱いを考慮して、市区町村とのデータ連携に係る運用及びテスト内容をご検討下さい。

なお、標準システム側のインターフェース形式は変更しないため、市区町村とのデータ連携に係るデータ取り込み等の確認テストについては、Ver3にて提供している機能で出力するファイルを元にテストデータを作成し、実施していただくことは可能です。

ー以上ー

**平成 19 年度補正予算及び 20 年度
予算（地方財政措置含む）について**

拝啓 時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 20 年 4 月から施行される新たな高齢者医療制度につきましては、制度を円滑に実施するため、高齢者の方々が置かれている状況に十分配慮し、きめ細かな対応に努める必要があるという考え方のもと、10月末に与党において、平成 20 年度における激変緩和措置の取りまとめが行われましたが、政府として、これらの激変緩和措置を適切に実施していくため、所要の経費に係る予算措置について、平成 19 年度補正予算政府案として、12月 20 日の閣議において決定されたところです。

平成 19 年度補正予算案に計上された予算措置の概要につきましては、別紙のとおりありますが、このうち、システム改修経費等に係る補助金や、患者負担の 1 割相当分や保険料軽減分の補填相当額について国保連合会又は広域連合に基金を造成していただくための交付金に係る詳細な取扱い（補助対象範囲、交付基準額、基金条例参考例等）につきましては、別途お示しする予定であります。

以上、取り急ぎご連絡いたしますので、貴都道府県下の保険者等へ周知方よろしくお願ひいたします。

また、平成 20 年度予算政府案の概要につきましては、閣議決定後にお示しすることとしておりますので、念のため申し添えます。

時節柄、ご自愛のほどお祈り申し上げます。

敬具

平成 19 年 12 月 20 日

厚生労働省保険局総務課長

深田 修

国民健康保険課長

神田 裕二

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長 殿

老人医療担当課（部）長 殿

後期高齢者医療広域連合

連合長 殿

平成19年度補正予算(案)の概要 (70歳から74歳の医療費自己負担増凍結)

(国民健康保険課)

事 項	平成19年度補正 予 算 (案) 額	摘 要
(項)老人医療・介護保険給付諸費	千円 108,987,141	
(目)高齢者医療制度円滑導入事業費補助金	3,936,135	<p>○ 負担増凍結にかかる保険者システム改修経費等 《地方公共団体向け補助金》</p> <p>負担増凍結にかかる市町村保険者システム改修経費 27.1億円</p> <p>高齢受給者証の交付など市町村保険者の事務経費 6.0億円</p> <p>国保情報データベースシステム(都道府県版)更新経費 0.2億円</p> <p>《その他団体等向け補助金》</p> <p>負担増凍結にかかる国保組合保険者システム改修経費 3.3億円</p> <p>高齢受給者証の交付など国保組合保険者事務経費 0.5億円</p> <p>国保中央会が行う全国広報経費 2.2億円</p>
(目)高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金	105,051,006	<p>○ 1割補填相当額等の基金を国保連合会に造成するための経費</p> <p>患者負担増補填額(1割相当額) 1,016.3億円</p> <p>審査支払事務費 27.6億円</p> <p>システム改修経費(中央会が行う共同開発経費を含む) 6.6億円</p>

平成19年度補正予算(案)の概要 (保険料負担の激変緩和措置)

(高齢者医療制度施行準備室)

事 項	平成19年度補正 予算(案)額	摘 要
(項)老人医療・介護保険給付諸費	千円 44,822,718	
(目)高齢者医療制度円滑導入事業費補助金	8,153,918	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料徴収の激変緩和措置にかかるシステム改修経費 《市町村向け補助金》 保険料徴収の激変緩和措置にかかる市町村システム改修経費 《国保中央会向け補助金》 広域連合標準システムの改修経費
(目)高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金	36,668,800	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料徴収の激変緩和措置にかかる補填相当額等の基金を広域連合に造成するための経費 《広域連合向け交付金》 保険料徴収激変緩和措置補填相当額 広域連合が行う広報・周知経費

拝啓 時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 20 年度予算政府案は 12 月 24 日の閣議において決定されたところであります。このうち、後期高齢者医療制度関連の予算措置の概要については、別紙 1、後期高齢者医療制度に係る地方財政措置については、別紙 2 のとおりであり、取り急ぎ御連絡いたしますので、貴都道府県下の市町村へ周知方よろしくお願ひいたします。

時節柄、ご自愛のほどお祈り申し上げます。

敬具

平成 19 年 12 月 28 日

厚生労働省保険局総務課長

深田 修

高齢者医療制度施行準備室長

神田 裕二

都道府県民生主管部（局）
老人医療担当課（部）長 殿

後期高齢者医療広域連合
連合長 殿

平成20年度予算後期高齢者医療制度関係経費の概要

(高齢者医療制度施行準備室)

事項	平成19年度 予算額	平成20年度 予算(案)額	対前年度 比較増▲減額	
合計	千円 3,071,465,847	千円 3,410,044,657	千円 338,578,810	
(目)臨時老人薬剤費特別給付金	257	137	▲ 120	
(目)臨時老人薬剤費特別給付金支給事務委託費	12	6	▲ 6	
(目)老人医療給付費負担金	3,065,416,986	313,993,806	▲ 2,751,423,180	
(目)後期高齢者医療給付費等負担金	0	2,325,083,325	2,325,083,325	
後期高齢者医療給付費負担金	0	2,292,342,881	2,292,342,881	
高額医療費等負担金	0	32,740,444	32,740,444	<ul style="list-style-type: none"> ・高額医療費負担分 224.8億円 ・財政安定化基金負担分 96.2億円 ・不均一保険料助成分 6.5億円
(目)後期高齢者医療財政調整交付金	0	764,114,294	764,114,294	
(目)後期高齢者医療制度事業費補助金	* ¹ 3,438,149	4,930,402	1,492,253	<p>【後期高齢者医療広域連合向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診査に要する経費 30.4億円 ・医療費適正化事業に要する経費 9.0億円 ・特別高額医療費共同事業に要する経費 10.0億円
(目)後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金	* ² 2,610,443	1,922,687	▲ 687,756	<p>【国民健康保険団体連合会・国民健康保険中央会向け】</p> <p>後期高齢者医療関係業務経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合電算処理システムの保守管理に要する経費 4.8億円 ・研修事業及び研究会等に要する経費 1.8億円 ・後期高齢者医療診療報酬レセプト電算処理システム及び診療報酬請求支払システムの維持管理に要する経費 4.3億円 ・特別徴収経由事務関連経費等 7.5億円

※1 (目)老人医療費適正化推進費補助金の予算額である。

※2 (目)後期高齢者医療制度関係業務準備事業費補助金の予算額である。

後期高齢者医療制度に係る地方財政措置について

【補助事業】

・健康診査に要する経費（市町村） 30億円程度

【単独事業】

1 保険基盤安定制度 2,400億円程度

- ・低所得者等に係る保険料軽減分についての公費補てん分を措置予定
- ・全体事業費 2,400億円程度
- ・負担割合 都道府県3／4、市町村1／4

2 広域連合への分担経費 150億円程度

- ・事務所運営費（借上料、光熱水費、電話料等）、システム機器リース費、旅費及び消耗品費等に係る経費を措置予定
- ・負担割合 市町村

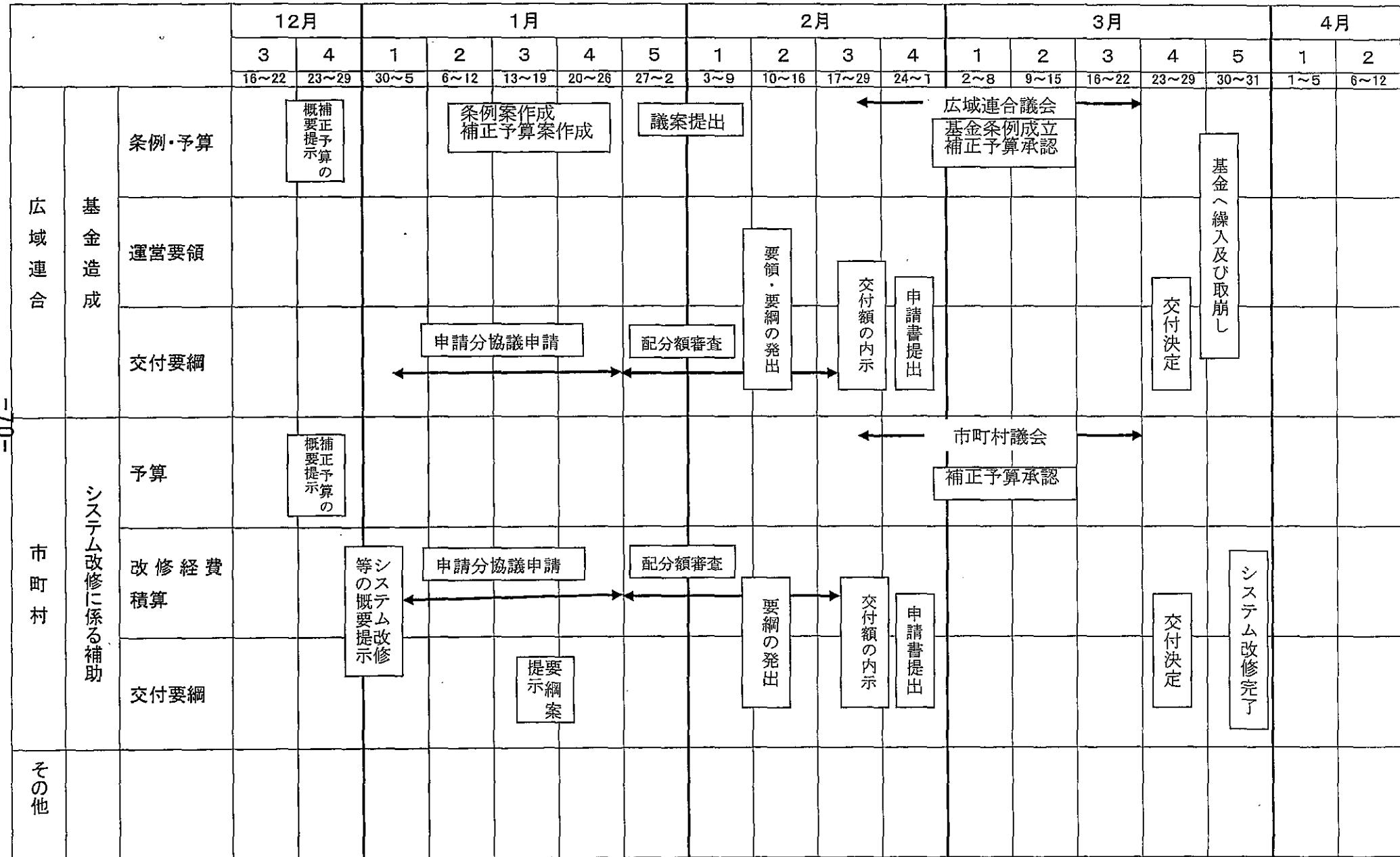
3 施行事務経費 20億円程度

- ・市町村及び都道府県の施数事務に係る経費を措置予定
 - ①納付書作成経費（印刷製本費・通信運搬費）・・・19億円程度
 - ②後期高齢者医療審査会経費（旅費等）..... 1億円程度
- ・負担割合 ①市町村 ②都道府県

※1 この他、後期高齢者医療広域連合への派遣職員給与費、後期高齢者医療制度事務に係る職員給与費を措置。

※2 上記金額は全国規模での地方財政措置予定額である。

保険料負担の激変緩和に係る年度内スケジュール（案）



○○後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例 基金条例（参考例）

（設置の目的）

第一条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）に基づく後期高齢者医療制度の円滑な施行を図るため、○○県後期高齢者医療制度臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第二条 基金の額は、○○県後期高齢者医療広域連合が交付を受ける高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金の額とする。（注）

（注） 以下のような案も考えられる。

案1 基金の額は、△△円とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益の処理）

第四条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

一 平成二十年度における○○県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の法第九十九条第二項の被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額（法第九十九条第一項及び第二項に規定するものを除く。）のための財源に充てる場合

二 前号に規定する被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額に関する広報啓発に要する費用その他法の円滑な施行のための準備経費等の財源に充てる場合

（委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

第二条 この条例は、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

後期高齢者医療制度臨時特例基金管理運営要領(案)

第1 通則

高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金により後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に造成された基金(以下「基金」という。)の管理、運用、取崩し等に係る事業(以下「基金事業」という。)について、この要領の定めるところによるものとする。

第2 基金事業

(1) 基金の設置

基金は、広域連合がこれを設置するものとする。

(2) 基金の設置方法

基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。

- ① 基金の設置目的
- ② 基金の額
- ③ 基金の管理
- ④ 運用益の処理
- ⑤ 基金の処分

(3) 基金事業の実施

① 基金事業の実施計画の作成等

広域連合は、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例第6条各号に掲げる財源に充てるための計画を策定するものとする。なお、広域連合は、必要に応じて当該計画を見直すことができるものとする。

② 基金の取崩し

広域連合は、基金事業に係る計画の範囲内で、必要に応じて基金から取崩し、支出するものとする。

(4) 運用益の処分

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

(5) 基金事業の中止

広域連合は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(6) 基金の処分の制限

基金((4)により繰り入れた運用益を含む。)は、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例第6条各号に掲げる財源に充てる場合を除き、これを取崩してはならないものとする。

(7) 事業の終了

- ① 基金事業の実施期限は、平成21年度末までとし、その時点で基金を解散することとする。
- ② 基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するときに有する基金の残余額を国庫に返還しなければならない。

(8) 事業実施状況報告

広域連合は、毎年度基金事業に係る決算終了後速やかに、別紙様式により事業実施状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(別紙様式)

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

〇〇県後期高齢者医療広域連合長 〇〇 〇〇

平成〇〇年度後期高齢者医療制度臨時特例基金管理運営要領
に基づく事業実施状況報告について

1 基金保管実績

基金の保有区分	年度当初保管額(A)	年度内異動額(B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額			

(注)平成19年度にあっては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とする。

2 基金運用実績

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額		

(注)基金の保有形態別に、収入の種類別により記載する他、内訳を添付すること。

3 基金事業に係る経費

事業区分	支出済額	支出内訳
	千円	
合計額		

(注)後期高齢者医療制度臨時特例基金条例第6条各号ごとに記載し、適宜、支出内訳を記載すること。

平成19年度高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金交付要綱（案）

（通則）

- 1 高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定による
ほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この交付金は、後期高齢者医療制度の円滑な施行のために、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に設置する基金の造成を目的として交付する。

（交付先）

- 3 この交付金は、広域連合に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付対象事業）

- 4 この交付金の対象となる事業は、広域連合が後期高齢者医療制度の円滑な施行のために設置する基金を造成する事業とする。

（交付額の算定方法）

- 5 この交付金の額は、次の(1)及び(2)により算定された額の合計額とする。

（1）保険料徴収激変緩和措置分

次の①及び②に掲げる額の合計額に調整係数（○.○〇〇）を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

① 平成20年4月～9月

{各広域連合の平成20年度の1人当たり被保険者均等割月額（軽減後）の見込額×（4／1現在の当該広域連合の被保険者数の見込数－4／1現在の当該広域連合の被保険者数の見込数のうち、後期高齢者医療制度に加入する前の医療保険が国保であった被保険者数）×85.34%}×6ヶ月

② 平成20年10月～平成21年3月

{各広域連合の平成20年度の1人当たり被保険者均等割月額（軽減後）の見込額×4／5×（4／1現在の当該広域連合の被保険者数の見込数－4／1現在の当該広域連合の被保険者数の見込数のうち、後期高齢者医療制度に加入する前の医療保険が国保であった被保険者数）×85.34%}×6ヶ月

(2) 広域連合が行う広報・周知等経費

この交付金の額は、次の①及び②により算定された額の合計額を限度とし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- ① 各広域連合につき400万円
- ② $4,700\text{万円} \times 4/1\text{現在の各広域連合の被保険者数の見込数} \div 4/1\text{現在の各広域連合の被保険者数の見込数の合計数}$

※ 被保険者均等割月額（軽減後）とは、高齢者の医療の確保に関する法律第99条第1項及び第2項を適用した後の額とする。ただし、同条第2項を算定していない場合は、同条第1項を算定した後の額とする。

(交付の条件)

- 6 この交付金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 広域連合は、交付金により平成19年度中に基金を造成するものとする。
 - (2) 広域連合は、造成した基金を取り崩すときは、後期高齢者医療特別会計又は一般会計に繰り入れるものとする。
 - (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図るとともに、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
 - (4) この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
 - (5) 広域連合は、毎年度基金事業に係る経理の精算後、別に定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - (6) 広域連合は、平成21年度末までに基金を解散するものとする。
 - (7) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余額を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
 - (8) 基金の解散後においても、返還金が生じた場合には、これを国庫に納

付しなければならない。

(申請手続)

- 7 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 広域連合長は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、別紙様式3による進達書に関係書類を添えて、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定の通知)

- 8 都道府県知事は、広域連合への交付金の額について、厚生労働大臣の交付の決定があったときは、広域連合長に対し、別紙様式4により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

- 9 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 広域連合長は、別紙様式5による報告書に関係書類を添えて、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに都道府県知事に提出して行わなければならない。
- (2) 都道府県知事は、(1)の報告書を受理したときは、これを審査し、別紙様式6による報告書に関係書類を添えて、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の額の確定)

- 10 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の額の確定通知があったときは、広域連合長に対し、別紙様式7により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(交付金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

老人医療受給対象者数（速報値＋報告値）

	4月～3月の合計
全 国 計	161,680,000
北 海 道	7,553,000
青 森	2,063,000
岩 手	2,282,000
宮 城	3,069,000
秋 田	2,092,000
山 形	2,179,000
福 島	3,265,000
茨 城	3,707,000
栃 木	2,564,000
群 馬	2,790,000
埼 玉	6,339,000
千 葉	6,009,000
東 京	13,133,000
神 奈 川	8,352,000
新 温	4,012,000
富 山	1,780,000
石 川	1,688,000
福 井	1,307,000
山 梨	1,337,000
長 野	3,722,000
岐 阜	2,918,000
静 岡	5,006,000
愛 知	7,483,000
三 重	2,617,000
滋 賀	1,656,000
京 都	3,339,000
大 阪	9,014,000
兵 庫	6,902,000
奈 良	1,770,000
和 歌 山	1,692,000
鳥 取	1,036,000
島 根	1,462,000
岡 山	2,945,000
広 島	3,995,000
山 口	2,548,000
徳 島	1,323,000
香 川	1,635,000
愛 媛	2,425,000
高 知	1,429,000
福 岡	6,347,000
佐 賀	1,347,000
長 崎	2,335,000
熊 本	3,001,000
大 分	1,990,000
宮 崎	1,814,000
鹿 児 島	3,063,000
沖 緹	1,345,000

○老人医療受給対象者数については、
H18年4～8月は速報値であり、
H18年9～H19年3月は
各都道府県から国へ報告を受けた
そのままの数値で未精査の数値を
元に算出している。

(※) 小数点未満がある場合、小数点以下8桁を四捨五入すると、
銭単位を四捨五入して1円単位で各広域連合の事務費を算出できる。